

見守り 新鮮情報

第157号

「不用品など**何でも買い取る**」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「**貴金属はないか**」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにも**しつこく**言われ、仕方なく**金のネックレス**など4点を見せたところ、「それを**売ってほしい**」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、**なかなか帰ってくれない**ため、あきらめて売却し**2万円**ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「**返してほしい**」と連絡したが、「**すでに手元**にないし、**クーリング・オフ**はできない」と断られた。**本当にクーリング・オフはできないのか。**(70歳代 女性)



買い取られた**貴金属** クーリング・オフができます!

ひとこと助言



クーリング・オフ
できるよ

見守るくん

- 訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」に関する相談が依然寄せられています。これまではクーリング・オフの制度はなく、後になって返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないケースがほとんどでした。
- 平成25年2月21日より、訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができるようになりました。
- 契約をしたとしても商品を手元で引き渡す必要はありません。
- ただし、クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。何よりも、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。